

デジタル社会形成基本法案に対する修正案要綱

一 利用機会等の格差の是正に関する理念の修正

デジタル社会の形成に当たっては是正が図られなければならない利用機会の格差の要因について「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改めること。

(第八条関係)

二 その他

その他所要の規定を整備すること。